

あしがわ 一日体験ツアー

新宿発着！！

山梨県

～あしがわの魅力を発見しようツアー～

人気の観光地、河口湖から車で15分ほど走ったところにある笛吹市芦川町（あしがわちょう）。人口400人。兜造りの古民家が多く残り、時間がゆったりと流れる芦川町で、一日体験ツアーに参加してみませんか。



開催日

令和元年7月27日(土)

参加費

3,000円(大人・小人同額)

3歳以下は無料。但しバスの座席、お食事のご用意はありません。

ご参加の条件

あしがわでの体験や食などに
興味がある方

募集人員

30名(最少催行人数:20名)

集合場所

JR新宿駅西口 9番出口付近

集合時間

6時45分集合

募集締切

7月23日(火)

定員になり次第、受付終了となります

【ご注意】

- ・参加費には、ツアーバス代、昼食代、体験料、保険料、その他諸経費を含みます。
- ・集合場所までの交通費は各自の負担となります。
- ・バス会社は、富士急行など当機構会員のバス会社を予定しております。
- ・当日は、野菜収穫体験・魚つかみ体験・ほうとう作り体験を行います。汚れてもよい服装、サンダル、着替えの準備等をお願いします。
- ・全行程に添乗員が同行いたします。
- ・ツアーの詳細について、別途参加者様へご連絡いたします。
- ・滞在中の写真やアンケート内容は今後、笛吹市芦川町のPRツールとして使用させていただくことがあります。
- ・天候等の影響により中止となる場合があります。
- ・ご提供いただきました氏名・住所・メールアドレス等の個人情報につきましては、笛吹市、やまなし観光推進機構の事業以外には使用しません。

【主催】笛吹市

【旅行企画・実施】 公益社団法人 やまなし観光推進機構

お申込み専用ダイヤル

055-231-2230

お申込み営業時間 9:00～17:00(平日のみ)

お申込みは裏面を御覧ください



日帰りバスツアースケジュール

6時45分・・・JR新宿駅西口集合
7時00分・・・JR新宿駅西口出発（首都高速・中央道）
8時15分・・・談合坂サービスエリアにて休憩
10時00分・・・笛吹市芦川着・野菜収穫体験
10時30分・・・魚つかみ体験（おてんぐさん）
11時15分・・・ほうとう作り体験（おてんぐさん）
14時00分・・・おかいもの（おごっそうや）
15時00分・・・笛吹市芦川発
18時30分・・・JR新宿駅西口着予定

※旅行スケジュール及び到着時間は交通状況等により変更になる場合がございます。

お申込・お支払い方法

- ① インターネット申込み：クレジットカードでの決済になります。
② 電話申込み：055-231-2230 富士の国やまなし旅センター

営業時間（平日のみ） 9:00～17:00 お支払いは銀行振込となります。

（※振込手数料はお客様の御負担となります）

【振込先】 山梨中央銀行 県庁支店 普通口座 670860

【口座名】 公益社団法人やまなし観光推進機構

***募集型企画旅行と書いてあるものは前金で旅行代金をお支払いいただきます。また、下記条件により催行されます。**

ご旅行条件（要約） お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行取引条件説明書（要約）

この旅行は（公社）やまなし観光推進機構（山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書（全文）、契約書、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。

●お申し込み

（1）お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。（二つが揃った時点で正式なお申込みとなります。）※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

（2）電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

（3）a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

●旅行代金

（4）子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に適用します。

●旅行契約内容・代金の変更

（5）当機構は天災地変、戦乱、暴動、暴走、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

●取消料がかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

（6）お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

●取消料がかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

（7）①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。

●当機構による旅行契約の解除

（8）次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）・旅行代金を期日までに支払いただけないとき、・申し込み条件の不適合、・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●特別補償

（9）当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

●個人情報の取り扱いについて

（10）当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

（11）当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれらを利用させていただくことがあります。

●募集型企画旅行契約約款について

（12）この条件に定める無い事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

解除の時期	*（ ）内は日帰り商品の場合	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日（11日）前まで		いたしません
旅行出発日の前日から起算して20日（10日）前まで		旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前まで		旅行代金の30%
旅行出発日の前日		旅行代金の40%
旅行開始当日		旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加		旅行代金の100%

旅行企画・実施

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号
会社名 公益社団法人やまなし観光推進機構 / 富士の国やまなし旅センター

住 所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1山梨県庁別館2F
電話番号 055-231-2230
FAX 055-221-3040
E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp
総合旅行業務取扱管理者 岡 美広
担当者:清水 正則